久留米市公告第３１８号

ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務委託について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月１０日

久留米市長　原口　新五

１　入札に付する事項

（１）業務名

ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務

（２）履行場所

受託業者事務所他

（３）業務内容

別紙「ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務委託仕様書」のとおり

（４）履行期間

契約締結日から令和９年９月３０日まで

（５）予定価格

２，３７８，２００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（６）入札書比較価格

２，１６２，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

（７）最低制限価格

無

（８）支払条件

前金払なし・部分払あり

２　入札参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出締切時点までに、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。

（３）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア　久留米市内　県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料

イ　アを除く福岡県内　県税

（５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（８）ＩＣＴを活用したオンライン形式による国民健康保険特定保健指導業務について、令和３～７年度に市町村国保から直接受注した実績を有すること。

（９）一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又はISMS認証(ISO/IEC27001)の登録がされていること。

３　契約条項を示す場所

11　問い合わせ先（事務局）

４　入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、エ、オは提出締切日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

郵送の場合、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで送付すること。

（１）提出書類

ア　入札参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　業務実績調書（第２号様式）※契約書の写しを添付すること

ウ　役員等調書及び照会承諾書（第３号様式）

エ　登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

オ　次に掲げる、入札参加者の所在地区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の3)	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2)
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	－	

（例１：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例２：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出）

カ　プライバシーマークの登録証又はＩＳＭＳ認証の写し

キ　委任状（第４号様式）※本店以外の支店等が入札・契約を行う場合のみ

（２）提出締切日

令和８年１１月１７日（火）１７時までに持参もしくは郵送必着（期限厳守）

ア　郵送の場合、封筒の表面に「ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務委託　入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。

イ　提出締切日までに提出がなかった場合は、「ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務委託」にかかる条件付一般競争入札への参加ができないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、審査は行わない。

（３）提出先（宛先）

11　問い合わせ先（事務局）

（４）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

ア　通知方法：郵送及びＥメール

イ　通知時期：令和８年１１月２７日（金）予定

５　入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに４（１）の提出書

類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

（１）提出書類

ア　入札書（第５号様式）

イ　入札金額内訳明細書（第６号様式）

（２）提出締切日

令和８年１２月２日（水）１７時必着

（３）提出先（宛先）

11　問い合わせ先（事務局）

（４）郵送方法

ア　封筒に入札書を入れ、提出すること。

イ　封筒表面は宛名を黒字、「ＩＣＴを活用した久留米市国民健康保険特定保健指導業務委託　入札書在中」と赤字で記載すること。封筒裏面は、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記載すること。

ウ　「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで送付すること。

（５）入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

６　開札

（１）開札日時

令和８年１２月３日（木）１０時

（２）開札場所

久留米市保健所　相談室２

（３）立会い

入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

（４）落札者の決定方法

開札後、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

（６）入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札

辞退届（第７号様式）にて届け出なければならない。

７　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の１００分の５以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成１１年久留米市規則第８号。以下「会計規則」という。）第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第７条に該当する場合は、免除する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（２）契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、会計規則第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第２７条に該当する場合は免除する。

８　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ　所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ　入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。

オ　入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。

カ　入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ク　法令又は入札に関する条件に違反したとき。

９　その他入札に関し必要な事項

（１）質問の受付期間及び受付場所

ア　受付期間：公告日から令和８年１１月１９日（木）１７時まで

イ　受付場所：11　問い合わせ先（事務局）

ウ　提出書類：質問書（第８号様式）

エ　提出方法：Ｅメール（ho-kenko@city.kurume.lg.jp）で提出すること。電話での質問は受け付けない。また、提出した際は電話にて着信を確認すること。

オ　質問に対する回答：令和８年１１月２０日（金）までにＥメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して６日以内に契約しなければならない。

10　その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（６）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

11　問い合わせ先（事務局）

久留米市健康福祉部保健所健康推進課　健康増進チーム
担当：坂田、大久保
住所：〒830-0022　久留米市城南町１５番地５（久留米商工会館４階）
電話：0942-30-9331
ＦＡＸ：0942-30-9833
Ｅメール：ho-kenko@city.kurume.lg.jp